

「検討の論点」に沿った議論の整理

本研究会のミッション

- ・ 行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。
- ・ この研究会の検討では、行政機関等が保有するパーソナルデータの扱いについて、個人情報保護法の改正との整合的な方向を考えるのか、または、別の取扱いをすとの方向で考えるのか、仮に別の取扱いをするのであれば、行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して、なぜそうなるのかを整理する必要があるのではないか。
- ・ 制度改正大綱では、個人特定性低減データは同意なしに第三者提供できることになっているが、行政機関が保有する個人情報についてもここまで決めてしまってもよいのだろうか。
- ・ 医療・介護・福祉等の分野については、民間部門以上に公的部門の方がデータを持っているため、そこに議論の力点を置くべきではないか。
- ・ 統計法の改正により、匿名データを利活用する仕組みが始まっており、これを吟味して議論すべきではないか。
- ・ データの利活用と言っても、どういうものについてどうやるかという話になるのではないか。行政機関等個人情報保護法が規制法であるという性質は変わらないのではないか。
- ・ 個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的にはなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで方向性を示すのは難しいのではないか。
- ・ 基本法改正に向けた検討状況について、内閣官房と事務局間で情報共有しながら進める必要があるのではないか。

<パーソナルデータの利活用>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

行政機関・独立行政法人等が保有するデータの利活用・商業利用へのニーズ

- ・ 公共データは、信頼性の高い基礎データとして民間での活用への期待が高い。行政機関等が保有するパーソナルデータについては、現時点でどのようなデータが

あり、それらがどのような目的で、どのように活用されているのか、わからないため、民間での利活用ニーズについて把握できていない状況。(経団連)

- ・(質問に対し) 固定資産課税台帳や住民票情報などでは、個人識別性を無くしたり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利用価値は高いのではないか。(経団連)
- ・諸外国ではオープンデータを活用した斬新なニュービジネスが生まれており、日本でも同様に活用されるニーズは高い。例えば、各種データの分析結果を通じた情報提供サービスの充実、取引相手の属性確認における利活用などが考えられる。(新経連)
- ・行政機関等の保有するパーソナルデータに対する経済団体の利活用のニーズは、具体的になっていないのではないか(今後利活用のニーズが出てきたときのために枠組みを整えることが必要と理解できるのではないか)。
- ・行政機関等によるパーソナルデータの保護が「民間の創意工夫を阻害しないように」との主張があるが、そもそも現時点では具体的な利活用の方策が見当たらない印象を受けるがどうか。
- ・固定資産課税台帳と住民票情報以外、現時点で具体的なニーズは提示されなかった。
- ・個人情報の利活用のための検討は必要だが、行政機関等が保有するデータの特質から考えれば、現行規定を利活用のために変更する必要はないのではないか。(質問に対し) ただし、個人情報保護とのバランスがとれていれば、必ずしも法改正に反対するものではない。(日消協)
- ・情報提供に任意性がなく、機微情報が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提のものであり、利活用を推進するのは疑問ではないか。また、消費者は、行政機関等が保有するパーソナルデータは厳しく管理されていると考えており、知らないところで利活用されれば、国への信頼が揺らぐのではないか。(全相協)
- ・経済団体の主張では、パーソナルデータの利活用の必要性が不明確ではないか。一方で、利用される側にはかなりセンシティブな問題であって、そこまで商業に貢献する必要はないし、消費者が個人情報の流出・悪用に無防備な現状では利活用への信頼も持てないのではないか。(全相協)
- ・(質問に対し) 個人識別性を低減するということであっても、情報を掛け合わせて、予期せぬ事態が生じる懸念は払拭できない。現行の個人情報保護法制定時に、一般消費者は自分の情報をコントロールする権利を持ったところ、全くそうした状況にない中で、更に利活用を進めることには強い不安と懸念を持っているのではないか。(全相協)
- ・(質問に対し) 社会経済を含めた公益のためのデータ利活用と言われても、規制の緩和だけされて、消費者への利益の還元はされない状況が生じるのではないか。(全相協)
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき行政事務の遂

行のために収集・保有されているのが通常で、提供するか選択の余地がない場合がほとんどである。このようなパーソナルデータを商業目的で利活用することは、目的外利用かつプライバシー侵害に当たり、利活用の促進やそのための法改正には反対である。(日弁連)

- ・(質問に対して) 守秘義務や、再特定の禁止、データマッチング規制等を課した上で、低減データの形をとったとしても、情報公開以外でのデータ提供は、行政機関等が保有するパーソナルデータの特質からして反対である。(日弁連)

一行政機関等が保有するデータの類型化・カテゴリズの必要性

- ・行政機関等が保有する情報と民間が保有する情報について、本質的に変わりがないもの、異なるもの、中間的なものなどにカテゴリズした議論が可能であれば、そうすべきではないか。
- ・行政機関が保有する個人情報と、純粋な行政情報で機微性の高い非公開情報と、民間事業との境界が曖昧で利用可能な公開情報に分類し、公表可能な情報は、政府のデータカタログに整理していくことを検討いただきたい。(経団連)
- ・どのようなデータが有意に活用できるようになるかは無限の可能性はある。なるべく利用可能とするためオープンデータ化を図るべきではないか。(新経連)
- ・行政機関等の保有するデータには様々なものがあり、一律の同じ方法での利活用は困難であって、オープンデータによるものから、機微性が高く許可や届出制によるものまで様々な方法が考えられるのではないか。
- ・データの利活用可能性の議論においては、現状でも手に入るデータ、手に入りにくいデータ、制度を変更して手に入るようにしたいデータを分けて考える必要があるのではないか。

行政機関・独立行政法人等が保有するデータの提供の在り方

- ・(質問に対し) 利活用のための情報の提供のあり方は、内容により、確認できればよいものもあれば、契約や認定を受けた企業など特定の者にだけ提供するものなど、機微度に応じて方策を考えていくことも考えられるのではないか。(新経連)
- ・地理データや位置データについては基本法があり、ガイドラインに基づき提供されている情報もあるので、そういったものの精査も必要ではないか。

制度設計の基本的視点

- ・パーソナルデータの利活用に関する制度設計は、民間の創意工夫を阻害しないよう柔軟なものにすべきではないか。(新経連)

・具体的な阻害要因についての指摘はされなかった。

基本法との整合性

- ・この研究会の検討では、個人情報保護法の改正と整合的な結論を示すのか、また

は行政分野における個人情報の特質を具体的に明示して別の取扱いをするとの結論を示すのか、検討を進める必要があるのではないか。【再掲】

- ・基本法の目的・理念において、「プライバシーの保護」を立てるとすれば、行政機関等法もそれにそろえることを考えるべきであるが、「利活用の促進」を立てる場合は、必ずしもそういうことにはならないのではないか。
- ・定義の問題については、細かく言えば、背景となる欧米の考え方も違い、いろいろな考え方はあるが定性的に書けるのではないか。
- ・保護法は基本的に規制法であって、行政機関等法での利活用は例外的なのではないか。

行政機関等が保有するパーソナルデータの特殊性

- ・行政機関等が保有する個人情報の特質をどのように認識・理解するかが、この研究会の大きな課題ではないか。【再掲】
- ・個人情報を規律するのは保護法なのであって、行政機関等がパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブは一般的にはなく、そういう状況で利活用を推進するという政策的部分まで提言をするのは難しいのではないか。【再掲】
- ・行政機関は、権力の行使に伴い説明責任を負うという観点から、情報公開や、表現の自由とのバランスでの規律といったものが存在する点で民間事業者の場合とは異なり、そうした点がこれまでのコントロールで十分かといった点も、行政機関の保有するデータの取扱いの特質として議論すべきではないか。
- ・行政機関等の保有する情報であっても、取得に任意性のない情報や機微情報等を除けば、民間の保有する情報と本質的な差異はないのではないか。(経団連)
- ・利活用における柔軟性も重要だが、プライバシーの保護とのバランスも考えると、制度全体として、社会全体の福祉の増進につながるというような公益性の要素が必要ではないか。
- ・行政機関等が保有する個人情報は、義務として提出しているものが多く、国民は公共の目的や自分自身のメリットのために利用されると考えており、民間で扱われる個人情報とは異なるのではないか。(日消協)
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは民間が保有するものとは異なり、行政機関等に情報提供する際には任意性がなく、消費者は個人情報を提供している認識すらしていないこともあるのではないか。(全相協)
- ・情報提供に任意性がなく、機微情報が多い行政機関等が保有する個人情報は、プライバシーの保護が前提のものであり、利活用を推進するのは疑問ではないか。【再掲】(全相協)
- ・行政機関等が保有するパーソナルデータは、法令上の根拠に基づき行政事務の遂行のために収集・保有されているのが通常で、提供するか選択の余地がない場合がほとんどではないか。【再掲】(日弁連)

独立行政法人等が保有するパーソナルデータの扱い・情報の特性

- ・ 行政機関等が保有する個人情報について、商業的目的で加工・提供する一般的な動機・合理性はないとの記載があるが、独法等が保有している情報には、必ずしもそうでないものもあるのではないか。
- ・ 独法のように自己収入を上げなければならない法人をどのような考え方で整理するのかについては議論が必要ではないか。
- ・ 記載の一般的な動機・合理性はないとの立場は、現行法の立場を示しているとも理解でき、行政機関にパーソナルデータの利活用を進めるインセンティブがあるのかどうかについては時代とともに変遷するところ、まさにこの研究会で議論することなのではないか。

行政機関等が民間等から受領したパーソナルデータの取扱い

- ・ これまでは行政機関が保有するデータは行政機関が集めたデータという立場であったが、今後は民間情報を行政機関が利用するケースも想定した議論が必要ではないか。

国際的整合性

- ・ 我が国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドラインの改正や、EU データ保護規則の提案、またドイツ等の諸国の例を参考にしているかどうか。
- ・ 国際的整合性も 1 つの論点だが、最終的には我が国として機能するような制度にする必要があるのではないか。
- ・ (質問に対し) 国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、必ずしも EU 基準に合わせるよう主張するものではないし、十分性条件について意見の一致をみているわけでもない。(経団連)
- ・ 諸外国の取組との比較の際は、実際に公的部門により行われているサービスと、公的部門が関わっていないサービスとを分けて考えた方がよいのではないか。例えば、我が国では信用情報機関である C I C (割賦販売法・貸金業法指定信用情報機関) は公的部門でないし、また、反社会勢力への該当に関する情報は、警察の情報を利用するかどうかによって異なるということになるのではないか。

情報公開法との関係

- ・ 情報公開により公開された情報を商業目的に利活用することは問題がなく、情報公開をより一層促進することにより、民間企業が商業目的に利活用することの可能なデータの公開も拡大するという在り方が望ましいのではないか。一方、個人の特定に結び付きかねない低減データを提供するようなことは、行政がわざわざすべきことではないのではないか。(日弁連)
- ・ パーソナルデータの利活用の推進のために、情報公開法第 5 条第 1 号の定める不開示情報の対象外となる情報を追加するようなことはすべきではない。(日弁連)

- ・（質問に対し）情報公開法と個人情報保護法の定義は、いずれもプライバシーを保護することが目的なので一致することが望ましいのではないかと。（日弁連）

行政機関個人情報保護法第8条（独立行政法人等個人情報保護法第9条）の考え方

- ・行政機関個人情報保護法第8条は、行政機関による保有個人情報の目的外の利用・提供を制限しているが、個人識別性を無くした部分的な個人情報の利用や提供を禁止しているのかどうか。もし禁止していないのであれば、現行法第8条でも低減データの提供は可能と思われ、今後低減データを条文に規定するとした場合には、影響してくるのではないかと。
- ・目的外利用、提供の条文の考え方については、可能であれば自治体からヒアリングしてみてもどうか。

自治体等のルールへの波及への考慮

- ・行政機関等法についての議論が地方自治体の情報の取り扱いにも波及していくことを意識した議論が必要ではないかと。
- ・オープンデータの文脈では、先端的な自治体が国に先行して創意工夫をしている。また、日々の生活にまつわるパーソナルデータは自治体にたくさんある。ここでの議論は自治体が参照すると思われるので、自治体への波及も意識して進めていく必要があるのではないかと。
- ・行政機関、独法等についての法的整理と、条例制定権を根拠にした自治体の整理は違うが、自治体の選択で望ましいモデルが波及していくことは望ましいことではないかと。
- ・自治体そのものは別としても、財政難の第三セクターなどでは、データを売る必要があるケースも出ているのではないかと。
- ・地方自治体にどのように情報提供していくか、今後自治体と国のルールとの関係をどう考えていくかといった幅広い事項とした方がよいのではないかと。

利活用可能となり得るデータの範囲（個人識別性をなくすと利用価値が失われるようなデータの取扱い等）

- ・地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないかと。
- ・（質問に対し）経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッシュが細かいほど個人識別性も高まる可能性はあるものの利用価値も上がることからデータ保護と利活用の適正なバランスの観点から考慮が必要ではないかと。（新経連）
- ・（質問に対し）固定資産課税台帳や住民票情報などであっても、個人識別性を無くしたり低減したデータであったとしても、地域ごとカテゴライズされたものの利活用の価値は高いのではないかと。【再掲】（経団連）

データの加工・提供の方法・手続

- ・行政データの提供という観点では、統計法の改正による匿名データ提供という例があり、これを吟味することは検討の大きな材料になるのではないか。
- ・統計法による匿名データの作成方法については、各府省等において外部有識者を交えた研究会等により検討を行い、さらに基幹統計調査に係る匿名データの作成方法については統計委員会に諮っている。提供可能となった匿名データについては、申請人による各府省への申請からおおむね1ヶ月以内で提供している。(統計基準担当)
- ・統計法のオーダーメイド集計は、利用者の委託(オーダー)により作成・提供した集計表であっても、専有的な利用は認めず、行政機関等の他者による利用が妨げられないことを利用条件としている。(統計基準担当)
- ・統計法によるオーダーメイド集計や匿名データの提供は、行政機関の長が自ら行うほか、独立行政法人統計センターに事務の全部を委託して行うことができる。(統計基準担当)

データの加工方法(加工主体、低減の程度、安全確保措置等)

—

公益目的でのデータ提供

- ・(質問に対し)国と自治体間等の情報の交換は、法改正しなくても、現行の目的外提供の規定に基づきできているのではないか。(日消協)
- ・公益目的でのデータ提供は現行法で可能であって、現行法を改正する必要はないのではないか。(全相協)
- ・現行の目的外利用・提供の規定については、緩めるべきとの議論、制約がかかるとの議論、行政機関内部での利用を厳しくすべきとの議論など、様々な議論ができるのではないか。
- ・現行の目的外利用・提供の規定は、「本人の利益になるとき」には広く適用され得るが、社会全体の利益のために適用するのには難しい面があるのではないか。
- ・行政機関の保有する個人情報、公益的な理由による目的外利用が民間の場合より広く認められているが、行政機関の保有する個人情報の取扱いの特質などの観点から、今までのコントロールで十分なのか議論すべき点があるのではないか。

—医療情報の取扱い

- ・特に医療・介護・福祉の分野で、情報を保有する主体が異なることによって、パーソナルデータを共通して取り扱うことが難しいという課題があるのではないか。国、自治体、民間事業者の安全で適切なプラットフォームがあれば、情報の利活用の進む場面があるのではないか。
- ・(質問に対し)医療情報について、国立、自治体立、民間立で取扱いのルールを統

一するために、個別法で規律すべきではないか。また、通信分野、金融分野についても個別法で規律すべきではないか。(日弁連)

- ・例えば、医療情報の取扱いが保有主体によって異なっていることを例に、利活用や統一的な取扱いの可能性について具体的に考えてみてはどうか。
- ・(質問に対し) 医療や介護に関するデータは機微情報に当たると考えられ、官と民の取扱いは厳しい方に合わせるべきではないか。(日弁連)
- ・仮に、行政機関において低減性データを一般的には認めないとした場合であっても、医療情報については特別に認めることも考え得るのではないか。
- ・医療情報については、例えば低減データの分析結果から個人の疾患が判明した場合に本人に通知したりする可能性があり、何らかる再特定の手段を残す必要があるのではないか。そうすると、今般の改正で、再特定の制限を規定することや、医療分野での本人への通知の手立てを残すことについてどう考えるかが問題となるのではないか。
- ・医療情報について、匿名化して研究に使う場合は、当該個人へのインタビューや、ヒストリーデータを検証する必要が生じるため、結局、再特定なりによって、個人の情報に戻らざるを得ないのではないか。
- ・行政機関等がデータを加工・提供する動機・合理性について、医療・介護・福祉といった分野については、社会保障費の最適化・効率化という議論にもつながるし、あるいは、ゲノムのコホートまで考えれば、もっと壮大な議論にもなるが、これらの分野では公的部門が多くデータを持っており、公益に資するという議論があるのではないか。
- ・医療情報等の扱いについて、パーソナルデータ検討会では議論が深まらなかったが、この研究会で課題を掘り下げるか、あるいはどこでどのような検討が必要か明らかにするか、そうでなければ今後第三者機関において一元的に検討せざるを得ないのではないか。

低減データの提供先が遵守すべき規律内容(再特定禁止義務等)

- ・統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても(提供先の)利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。

行政機関等が民間等から低減データを受領する場合の規律内容

—

規定方法(ネガティブリスト方式、ポジティブリスト方式)

—

<パーソナルデータの保護対象>

(制度改正大綱)

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、保護対象の明確化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。

基本法との関係の整理

- ・ 制度改正大綱では、基本理念としてプライバシー保護を明確にする旨の記載があったが、基本法の目的・理念が明確になったら、基本法の下にある行政機関等法も整合的な改正を検討することになるのではないか。
- ・ 目的・理念として、プライバシー保護については行政機関法、独法等法で平仄をそろえるという議論はあるかもしれないが、利活用については必ずしもそうではないのではないか。

定義について

- ・ クッキーやメールアドレスが個人情報に含まれるのかどうかについては、この研究会の検討範囲なのか。
- ・ 道路交通情報などへの利活用を念頭において、GPSデータの検討はされているのではないか。
- ・ 個人の身体的特性に関する情報等（指紋認識データ、顔認識データ等）の情報は、基本法では保護の対象となっているが、行政機関等の保有するものも保護の対象となるのか。また、「等」に含まれる番号、アドレス、IDなどの情報についても、今後の民間データに関する検討状況も踏まえながら検討する必要があるのではないか。
- ・ 制度改正大綱の中では、機微情報データについては、制度改正大綱では原則として取扱いを禁止するなどの慎重な取扱いについて検討することになっているが、行政機関ではどのように扱うのか。
- ・ 定義の問題については、各々の立場で各々の主張があり、アメリカとヨーロッパでも異なるし、EU 規則ではなく EU 指令の枠内では、ヨーロッパの中でも国によって異なるところ、法制を全体で見て体系的に考える方法もあれば、公的部門と民間部門をそれぞれの特性に応じて考える方法もあるのではないか。
- ・ 現行法でも、基本法と行政機関等法の定義は若干違っており、各法律の目的の範囲でどこに重点を置くかにより定まることであるため、必ずしも全てが一致しなければならないわけではないのではないか。
- ・ 個人の身体的特性に関する情報（指紋認識データ、顔認識データ等）やそれ以外の情報（カード番号、メールアドレス、端末 ID 等）の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が

保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。

- ・個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。
- ・民間保有の個人情報については、「準個人情報」という類型を設けるのか、あるいは容易照合性の部分で行政機関等法と同じ立場を取り、残りの部分については具体的には政令で定めることとして、例えばクッキーが該当するかどうかを第三者機関に委ねることとするのか、いずれかではないか。
- ・定義を事項的に書かなくても、定性的に書くこともできるのではないか。
- ・個人情報とパーソナルデータの違いを明示したうえで、民間企業が利用したいと考える公共データのなかで、どのような情報がパーソナルデータに該当する可能性があるのかについて、検討事項としていただきたい。(経団連)
- ・(質問に対し) 官民で「個人情報」の定義が異なっており、どこまでがパーソナルデータか判別とせず、取扱いが異なると、データの流通に支障が生じる懸念がある。官民間のデータ流通は今後拡大することが見込まれるため、円滑なデータ流通を図るうえで、官民で「個人情報」の定義を統一するか、そうでなくても取扱い上問題が発生しないようにすべきではないか。(経団連)
- ・(質問に対し) カード番号、メールアドレスや身体的特性に関する情報は、本人についての情報であるため、まとまったデータにしても公共の福祉のために利用することは想定できないのではないか。むしろ、悪質商法や犯罪に利用されるだけではないか。(日消協)
- ・(質問に対し) 行政機関等が保有するパーソナルデータと民間が保有するものとは収集・取得の方法は異なるが、保護されるべきパーソナルデータの範囲、定義については違いはないのではないか。(全相協)
- ・指紋認識データやカード番号等、センシティブ情報などは、その実質からみてプライバシー情報に当たり、一般に情報公開法第5条第1号の不開示情報に該当すると考えられるため、利活用の対象とすべきではない。(日弁連)
- ・(質問に対し) 定義について拙速に改正することは適切ではなく、時間をかけて丁寧に検討すべきではないか。(日弁連)

行政機関等における特定性低減データの考え方(「容易照合性」との関係)

- ・個人特定性低減データを行政機関に導入すべきかどうか非常に重要な問題になるのではないか。
- ・(質問に対し) 低減データの利活用について、定義に「容易照合性」がない行政機関等の場合は、全て突合可能となって、民間と同様に取り扱えないのではないか。(経団連)
- ・今日のネットワーク社会、データベース社会の中では、データの定義に「容易照

合性」があるか否かによる違いは、ほとんど無いのではないか。

- ・ 定義に「容易照合性」があるか否かによる差はそれほどなく、個人情報に該当するか否かは、法律上は明確なのではないか。
- ・ 行政機関等が保有するパーソナルデータについて、民間と異なり「容易照合性」がなくても「低減データ」を観念できるのか、整理が必要ではないか。
- ・ 統計の二次的利用におけるデータの加工方法や提供方法を緩めると、個人が特定される危険性が高まることから考えれば、行政機関等に特定性低減データを導入するとしても利用にかなりの制限をかける必要があり、さらには特定性低減データは提供すべきでないとの考えもあり得るのではないか。【再掲】
- ・ (質問に対し) 統計データは、秘密が保持されることと、みだりに個人の情報が使われていないことから国民の信頼を得ているのであって、個人識別できないデータでもみだりに使ってよいことにはならないと考えている。統計以外の分野についても、それぞれの目的のためだけに特別に集めたデータであれば、慎重に検討する必要があるのではないか。(統計基準担当)
- ・ 地域ごとなど集計したパーソナルデータであっても、場合によっては個人が識別できてしまう情報もあることに留意が必要ではないか。【再掲】
- ・ (質問に対し) 経済的利用に当たり、データの地域割りを考えた場合、メッシュが細かいほど個人識別性も高まる可能性はあるものの利用価値も上がることからデータ保護と利活用の適正なバランスの観点から考慮が必要ではないか。【再掲】(新経連)

個人の身体的特性に関するもの(指紋認識データ、顔認識データ等)の取扱い

- ・ 個人の身体的特性に関する情報等の「等」に該当する内容について、制度改正大綱では第三者機関に任せることとされたが、行政機関等の個人情報の定義では違ってくる可能性があり、整理が必要ではないか。【再掲】
- ・ 「身体的特性に関するもの等」という場合の「等」の部分は基本法の整理と合わせるべきではないか。

上記以外(カード番号、メールアドレス、端末ID等)の取扱い

- ・ 個人の身体的特性に関する情報(指紋認識データ、顔認識データ等)やそれ以外の情報(カード番号、メールアドレス、端末ID等)の取扱いについては、行政機関等の場合に対象とすべきか否かを改めて検討するのではなく、行政機関等が保有するデータの特性を踏まえて扱い方に特別の規律が必要な場合があり得るという手法の問題と考えればよいのではないか。【再掲】
- ・ パスポート番号、免許証番号、保険証番号など行政機関が主体として使う識別子の取扱いは、行政機関としての考え方を整理した方がよいのではないか。

上記データに係る規律内容

- ※ 民間保有データについては、制度改正大綱で「保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする」とされている

機微情報（個人の資産状況、犯歴など特に機微性が高いデータ）の取扱い

- ・（質問に対し）センシティブ情報等機微情報を保護対象に入れたり、データマッチング規制を設ける改正を施すべきではないか。（日弁連）
- ・（質問に対し）行政機関等法では、機微情報については、基本法より取扱いをシビアに設定できるのではないか。（日消協）
- ・（質問に対し）医療や介護に関するデータは機微情報に当たると考えられ、官と民の取扱いは厳しい方に合わせるべきではないか。【再掲】（日弁連）
- ・医療情報について、匿名化して研究に使う場合は、当該個人へのインタビューや、ヒストリーデータを検証する必要があるため、結局、再特定なりによって、個人の情報に戻らざるを得ないのではないか。そう考えると、医療関係者が個人情報の取扱いを厳しくすべきと主張する根拠は、センシティブ情報だからという理由しかないのではないか。

民間委託先等における行政機関のデータの問題点

- ・PFI や PPP の枠組みの中で、民間事業者が機微の高い情報に接する可能性があるという課題もあるのではないか。

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の千人以上要件

- ・基本法が、取り扱う個人情報の数が 5000 人以下の事業者の適用除外を廃止することに合わせて、行政機関等法についても 1000 人以下という適用除外規定を廃止することを検討すべきではないか。
- ・EU が 5000 人にしたことと鑑みれば、国際的調和という観点からは必然的ではないのではないか。

<第三者機関の権限・機能等>

（制度改正大綱）

行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータに関する調査・検討等を踏まえ、総務大臣の権限・機能等と第三者機関の関係について検討する。

第三者機関の体制・機能

- ・「制度の国際的な調和」として、我が国の個人情報保護法制が前提としている OECD プライバシーガイドラインの改正や EU データ保護規則の提案を参考にしてはど

うか。【再掲】

- ・行政機関等によるプライバシー影響評価（PIA）については、番号法における特定個人情報保護評価の手法を活用するとともに、権利利益の侵害に関わるリスク評価のあり方も含めて、実効あるプライバシー影響評価の実施方法について評価・検証する必要があるのではないか。（経団連）
- ・第三者機関は必要と思うが、十分な人材や財源が期待できるようになるまでは、実務は従来どおり主務大臣が行うべきではないか。第三者機関は、動きの鈍い省庁を会計検査院のようにチェックしたり、個人情報保護の専門家として各省庁の相談を受けたりする総合的な役割を果たすべきではないか。（日消協）
- ・（質問に対し）第三者機関は必要であり、例えば、自治体間の運用を合わせるためのガイドラインのようなものを作る役割を担ってはどうか。また、第三者機関の機能は、消費者委員会のように、行政機関等の保有する個人情報についても縦割りの垣根を取り払って見ることが望ましいのではないか。（全相協）
- ・第三者機関を作るメリットとして、主務大臣制であるとどの省庁に相談してよいか分からない場合に、統一的窓口としての役割を期待できる面があるのではないか。
- ・行政機関等における個人情報の取扱いについて監視・監督する独立した第三者機関を設立し、大幅に拡充された権限にふさわしい予算・人員を配置して、その任に当たらせるべきではないか。（日弁連）

総務大臣・各主務大臣と第三者機関の権限・機能等の整理

- ・第三者機関が EU データ保護指令における十分性認定を受けられるように、総務大臣の権限を移管し、強い権限を与えるべく検討を行うべきではないか。
- ・（質問に対し）国際的整合性について、グローバルなデータ流通の妨げにならないことは重要であるが、必ずしも EU 基準に合わせるよう主張するものではないし、十分性条件について意見の一致をみているわけでもない。ただ、官民間の適正かつ円滑なデータ流通を図るために、個人情報の保護と利活用に関する行政機関が持っている権限等を第三者機関にできるだけ移行していく、場合によっては一元化することについても検討いただきたい。（経団連）
- ・第三者機関の権限について慎重な立場であり、保護色が強くなり過ぎると経済に悪影響を及ぼしかねないので、慎重に議論すべき。加えて、設置そのものについても慎重な考え方を持っているが、第三者機関を作るとするならば、個人情報を保護するための仕組みとしては、官民で同じであるべきではないか。（新経連）
- ・低減の程度や機微情報の選択について、制度改正大綱ではケースバイケースということになっており、第三者機関が認定等を行うとしても、少なくとも各省の大臣がある程度関与する仕組みを作る必要があるのではないか。
- ・すべて第三者委員会に引き寄せるという立場から、全く逆の立場、そして個別法を通じて重なりがあるとする中間的な立場など、いろいろな選択肢があるのでは

ないか。

- ・(質問に対し) 第三者機関は、各省庁の個人情報の取扱いの問題が発生した際には、各省庁に徹底調査させたり、各省庁の個人情報の取扱いについて調査したりする権限が必要であり、各行政機関に直接権限行使できる関係が望ましいのではないか。(日弁連)

(注) 明朝体で記載したものは、ヒアリング対象者など構成員以外の者の意見である。